

平成29年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B216	児童手当給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童手当給付費負担金	
事業期間	昭和46年度～	根拠法令	児童手当法第18条、附則第2条(義務)		挑戦項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現	
					分野施策	010102	子育て支援の充実	
1 事業概要 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資する。 県は、児童手当法に基づき、その財源の一部を負担する。			5 事業説明 (1)事業内容 17,445,952千円 0歳から中学校修了前までの児童を養育している者へ児童手当を支給する市町村に対し、負担金を交付する。 (2)事業計画 ア 手当月額 ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上小学校修了前(第1子・2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 ・小学校修了後中学校修了前 10,000円 ・所得制限以上の世帯の児童 5,000円 イ 支給対象延べ児童数(見込み) 10,969,128人 ウ 支給対象月 平成29年2月分～平成30年1月分(12か月分) エ 県の負担割合 ・3歳未満の児童のうち被用者分 4/45 ・その他 1/6 (3)事業効果 子育て世帯の生活の安定が図られるとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促進することができる。 支給対象延べ児童数 平成24年度 10,671,184人 平成25年度 10,914,523人 平成26年度 10,828,824人 平成27年度 10,729,894人 平成28年度(見込み) 10,758,348人 (4)その他 ア 平成29年度における制度変更 なし イ 予算積算上の手当の内訳について 平成29年度予算：所得制限のある児童手当12か月					
(1)児童手当給付費負担金 17,445,952千円								
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 市町村								
3 地方財措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童手当・子ども手当費 (細節)児童手当・子ども手当費 (積算内容)児童手当・子ども手当給付費等								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	17,445,952						17,445,952	△350,379
前年額	17,796,331						17,796,331	